

リサイクルマニュアル ごみの分別帳



匝瑳市環境生活課

次の世代に美しい自然を引き継いでいくために

今日の環境問題は、私たちの暮らしのあり方が、身の回りの環境を悪化させる原因になっています。

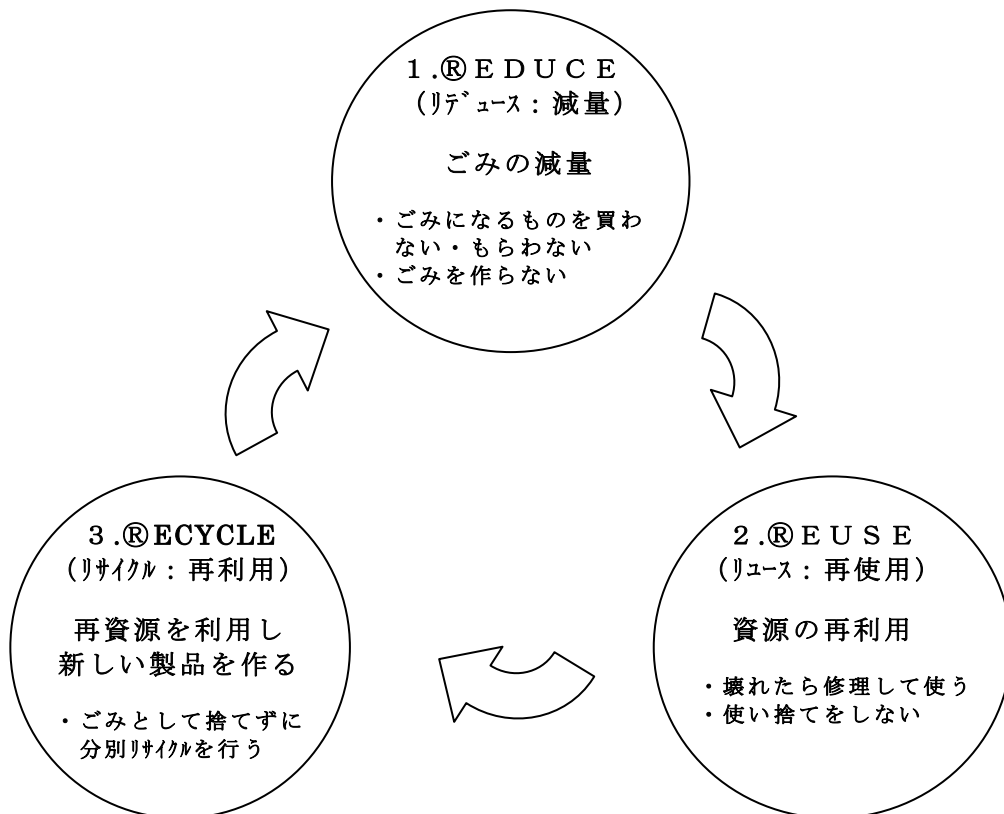
複雑、多様化する環境問題のなかで身近に取り組むことが出来るにもかかわらず、深刻化している問題があります。「ごみ問題」です。

私たちの日々の生活は資源を消費し、ごみを発生させます。そうであるからこそ、次の世代の子供たちのために美しい自然を残すために限りある資源を無駄なく利用し、ただ捨ててしまえばごみになってしまうものをリサイクル可能な「資源物」として分別することで、ごみをへらしていくことは、使命ともいえます。

本冊子には、ごみ減量化のための分別方法等が記載されていますので、分別の手引きとして利用し、環境保全活動に役立ててください。

ごみを作らない努力がごみをへらします

ごみの減量化のためには個々人の工夫と努力が欠かせません。下記に記載する3つのRを基本に、私たちの暮らしを見直し、限りある資源を有効活用するための取り組みを行っていきましょう。



1 . 家庭ごみの処理方法について

各家庭から排出されるごみの処理については、ごみステーションで処理する方法と匝瑳市ほか二町環境衛生組合に直接搬入する方法の二通りの方法があります。

(1) ごみステーションで処理する方法

- 指定のごみ袋を必ず使用し、分別して出してください。資源ごみである紙類は、種類ごとに片手で持てる程度にひもで縛り「資源ごみシール」を貼り付けて出してください。
- 収集日当日の朝8時までに決められたごみステーションに出してください。
- 指定ごみ袋に入らないごみは、ごみステーションに出すことはできません。直接、匝瑳市ほか二町環境衛生組合に搬入してください。

注意) 指定ごみ袋を使用していないものや、ごみの分別が適切に行われていないものは収集されません。(黄色のシールで問題点が指摘されます。) ごみを出した方が、責任を持って分別や指定ごみ袋への入れ替えを行ってください。

(2) 直接、匝瑳市ほか二町環境衛生組合に搬入して処理する方法

- 指定ごみ袋に入らないごみ(粗大ごみ)は、可燃・不燃・資源に分別して直接、匝瑳市ほか二町環境衛生組合に搬入してください。この際、100 kg毎に400円の処理手数料が必要です。
- また、粗大ごみ以外のごみについても、直接搬入することができます。この場合、指定ごみ袋に入れてあれば、ごみ処理手数料は発生しません。ただし、ごみ処理手数料の関係上、搬入するごみすべてを指定ごみ袋に入れるか、入れないか選択してください。

搬入時間	月曜日～金曜日(祝祭日除く)及び毎月第2日曜日 8時～11時30分 13時～16時30分
------	---

※ 個別収集を利用して処理する方法

- 搬入車両等が無いために、指定ごみ袋に入らないごみ（粗大ごみ）を自分で持ち込めない場合、匝瑳市ほか二町環境衛生組合では、有料で個別収集を行っています。利用に関する注意事項については下記のとおりです。

①個別収集は、毎週水曜日に行っています。収集の順番は、予約順となりますので、余裕を持って早めに予約申し込みを行ってください。

申し込み先	匝瑳市ほか二町環境衛生組合	TEL 0479(72)3036
	匝瑳市役所環境生活課	TEL 0479(73)0088

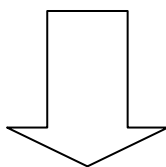
※1回の申し込みで可能な収集の限量は、2tダンプ1台分までです。

※申し込みの際は、収集依頼するごみについて正確に申請してください。

例) 机…2つ 自転車…1台 たんす…1つ

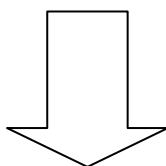
※申し込み時と異なっているごみについては、収集しない場合があります。

※指定ごみ袋に入るごみについては、個別収集を行いませんのでごみステーションを利用してください。



②個別収集を利用する場合、下記の料金表を確認の上、申し込みを行ってください。

料金形態	基本料金…2,000円(税込み)
	従量料金…400円(100kg毎)(税込み)
	基本料金2,000円と、100kg毎に400円が加算されます。



③利用申し込みの際に、搬出場所及び収集時間について打ち合わせがあります。収集日当日には、打ち合わせた場所に、粗大ごみを搬出しておいて下さい。

匝瑳市ほか二町環境衛生組合地図



匝瑳市ほか二町環境衛生組合指定ゴミ袋販売協力店

中央地区	名 称	番 地	電話番号
	ファミリーマート八日市場駅前店	イ 1 1 1 - 5	7 2 - 0 2 7 4
	ケーヨーD2八日市場店	イ 7 1 8 - 1	7 3 - 6 6 9 2
	松井燃料店	イ 2 4 9 3	7 2 - 0 1 4 7
	セブンイレブン田町店	イ 2 5 3 7	7 2 - 1 2 7 5
	磯部商店	イ 2 7 6 5	7 2 - 0 3 5 8
	山崎商店	イ 2 7 9 7 - 2	7 2 - 0 1 5 1
	松半本店	イ 2 8 0 2	7 3 - 1 2 3 4
	坂本食料品店	イ 2 8 6 6	7 3 - 2 1 5 5
	森音商店	イ 2 8 8 0	7 2 - 1 5 8 5
	角政本店	イ 2 9 1 8	7 2 - 0 0 3 6
	福留商店	イ 2 9 5 8	7 2 - 0 3 2 4
	高木玩具造花店	イ 2 9 6 6	7 2 - 0 6 2 8
	セブンイレブン八日市場郵便局前店	ロ 9 2 - 1	7 3 - 7 5 5 6
	カインズホーム八日市場店	ロ 1 1 8	7 9 - 6 1 1 1
	松井商店	ハ 3 2 8	7 3 - 0 8 1 1
	J Aちばみどり八日市場支店	ハ 7 9 3 - 7	7 3 - 7 2 2 1
	栄屋	ハ 7 9 5	7 3 - 5 4 5 1
	スリーエフ八日市場市役所前店	ハ 7 9 5 - 2	7 3 - 5 5 2 2
	マツモトキヨシ八日市場店	ハ 9 3 9 - 1	7 3 - 7 5 5 5
	ミヤズズチャオ店	ハ 9 5 3 - 2	7 3 - 7 2 1 1
	クワタ種苗	ハ 9 6 2 - 5	7 3 - 2 3 0 1
	ヤックスドラッグ八日市場店	ホ 9 2 - 1	7 9 - 1 9 4 3
	高橋本店	ホ 3 3 1 7	7 2 - 1 5 2 1
豊栄地区	名 称	番 地	電話番号
	オーシャンマート126 カスミ	飯倉 1 0 6	7 3 - 5 3 4 5
	セブンイレブン飯倉店	飯倉 3 6 5 - 1	7 9 - 0 3 6 0
	セーブオン八日市場店	飯倉 4 8 7 - 5	7 8 - 4 1 8 1
	J Aちばみどり豊栄支店	飯倉 2 1 4 8 - 2	7 2 - 0 2 4 5
	セブンイレブン富岡店	富岡 1 5 8 6 - 4	7 3 - 3 3 0 7

豊和地区	名 称	番 地	電話番号
	コメリハード&グリーン八日市場店	大寺1257-1	70-5061
	J Aちばみどり豊和支店	大寺1257-2	74-0643
	平野屋商店	大寺1871	74-0661
	林商店	内山1153	74-1600
	セブンイレブン飯塚店	飯塚312-1	74-1881
	平山商店	飯塚1071	74-0816
匝瑳地区	名 称	番 地	電話番号
	J Aちばみどり匝瑳支店	中台327	72-0241
吉田地区	名 称	番 地	電話番号
	J Aちばみどり吉田支店	南神崎92-2	72-1377
	ミニストップ八日市場山崎店	山崎599	73-6322
椿海地区	名 称	番 地	電話番号
	丸久商店	椿808-1	72-0871
	J Aちばみどり椿海支店	椿972-9	72-2123
	セブンイレブン椿店	椿1305-14	73-7101
	伊藤商店	春海9-2	72-2031
飯高地区	名 称	番 地	電話番号
	J Aちばみどり飯高支店	飯高1681-7	74-1523
	木下商店 コンビニエンス店	安久山1-3	74-0520
須賀地区	名 称	番 地	電話番号
	ミヤスズ横須賀店	高583-1	73-1777
	J Aちばみどり須賀支店	高785	72-1191
	鈴木商店	高2962	72-0170
	大木食品	高野1453-1	73-0850
	山崎商店	横須賀787	72-0423
平和地区	名 称	番 地	電話番号
	J Aちばみどり平和支店	平木3389-1	72-0515
	石橋商店	平木3389-1	72-0515
	向後忠商店 スーパーストア	上谷中2247	72-0383
	角治商店	東谷4	72-0536

共興地区	名 称	番 地	電話番号
	J Aちばみどり共興支店	東小笹 1 0 - 1	7 2 - 4 0 3 0
	金屋商店	西小笹 1 3 5 8	7 2 - 4 6 2 6
	(株)カネヨシ	吉崎 5 7 3 - 1	7 2 - 4 7 5 0
今泉地区	名 称	番 地	電話番号
	小川勇商店	今泉 1 9 - 1	6 7 - 2 5 3 2
	コメリハード&グリーン野菜店	今泉 6 4 6 5 - 2	8 0 - 6 5 0 5
	セブンイレブン役場前店	今泉 6 4 9 3 - 3	6 7 - 5 5 6 9
	ヤックスドラック野菜店	今泉 6 5 6 0 - 1	8 0 - 9 2 8 0
	戸嶋ストア	今泉 8 4 7 3	6 7 - 3 6 9 5
野手地区	名 称	番 地	電話番号
	ビックハヤシ	野手 1 2 2 - 2	6 7 - 2 4 4 3
	新行内商店	野手 1 6 3 0	6 7 - 2 0 0 7
	セーブオン野菜店	野手 2 0 1 8 - 2	8 0 - 6 5 3 1
	林商店	野手 6 0 1 7	6 7 - 3 0 3 8
	マルセンストアー	野手 17146	6 7 - 2 4 1 1
	御蘭生商店	野手 17146-435	6 7 - 2 5 5 0
	セブンイレブン野手浜店	野手 17146-1319	6 7 - 5 0 5 2
栢田地区	名 称	番 地	電話番号
	斉藤薬局	栢田 7 9 6 6 - 1	6 7 - 5 0 1 1
	スリーエフ野菜店	栢田 8 2 8 1	6 7 - 2 0 2 0
川辺地区	名 称	番 地	電話番号
	宇井野商店	川辺 7 2 4 1	6 7 - 2 0 3 1
堀川地区	名 称	番 地	電話番号
	大木農産食品部	堀川 5 1 1 9	6 7 - 3 2 1 6
	ミートショップ小川	堀川 6 8 0 0	6 7 - 4 1 0 0
新堀地区	名 称	番 地	電話番号
	小川住設	新堀 9 1 6 - 1	6 7 - 2 3 6 4
	小川くに商店	新堀 1464-56	6 7 - 2 1 2 2

資料：環境衛生組合より

2. 家電リサイクル法・パソコンリサイクル対象物について

家電リサイクル法の対象物（テレビ、冷蔵庫（冷凍庫）、洗濯機、エアコン）は、同法に基づき原則として買い替えを行う小売店や、その製品の販売店に引き取り義務が発生します。各小売店に問い合わせてください。

小売店の廃業等で引き取ってもらえず、個人で処分を行う場合は、郵便局にて家電リサイクル券を購入し、手続きに従って処分してください。

※リサイクル料金は下記リサイクル料金表を参考にしてください。なおメーカーによっては、若干料金に変動が見られますので注意してください。

（1）家電リサイクル法対象品目（4品目）の引渡し方法

①購入店、または買い替えを行う店に申し込む場合

リサイクル料金と収集・運搬料金を購入店または買い替えを行う店に支払い物品を渡します。その際、リサイクル券の写しが申込み店より交付されます。

※収集・運搬料金は依頼する販売店によって異なります。引取りを依頼する際は、問い合わせを行ってください。

②匝瑳市ほか二町環境衛生組合に申し込む場合

郵便局でリサイクル券の購入手続きを行い、その際に渡される「払込受付証明書」と「管理票（リサイクル券）」を持って、匝瑳市ほか二町環境衛生組合にリサイクル物品を搬入してください。搬入の際に収集・運搬料金を支払い、物品を引き渡します。

リサイクル料金表

処分方法	排出者が負担する費用	
	リサイクル料金	収集・運搬料金
①購入店または買い替えを行う店に申し込む	テレビ 2700 円 冷蔵庫 4600 円 (冷凍庫) 4600 円	各小売店へ問い合わせてください
②匝瑳市ほか二町環境衛生組合に申し込む（購入店が不明の場合など）	洗濯機 2400 円 エアコン 3500 円	テレビ 500 円 冷蔵庫 1200 円 (冷凍庫) 1200 円 洗濯機 900 円 エアコン 900 円

※家電メーカーにより一部リサイクル料金が異なる場合があります。

※リサイクル料金には別途消費税・手数料が加算されます。

(2) 家庭用パソコンのリサイクルについて

家庭で不要になったパソコンは、資源の有効活用のため、各メーカー等によって回収リサイクルが行われています。ごみとして搬出せず、各メーカー等で定める方法でリサイクルを行ってください。

匝瑳市ほか二町環境衛生組合では収集を行っていません。

回収・リサイクルの流れ

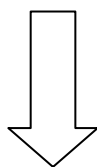


マークの付いている製品

※平成15年10月1日以降に販売されたパソコン
(既にリサイクル費用を支払っています)



パソコンメーカーの受付窓口に回収を申し込む



マークの付いていない製品



メーカーから振込用紙が送付される



メーカーから振込用紙が送付される



リサイクル費用を払い込む



メーカーから「輸送伝票」が送付される



パソコンを梱包し「輸送伝票」を貼り付ける



最寄りの郵便局に持ち込むか、郵便局に戸口回収を依頼



リサイクル工場に運ばれて部品のリサイクルが行われる

- メーカーごとの受付窓口やリサイクル料金などについては「有限責任中間法人パソコンリサイクル3R推進センター」で詳しい情報を公開しています。

（ URL <http://www.pc3r.jp/uketsuke.html>
TEL 03-5282-7685 ）

3. ごみステーションの新規設置について

ごみステーションは、10世帯以上の利用で設置することができます。新規の設置を行いたい場合は、環境生活課窓口及び匝瑳市ホームページに申請書が、用意してありますので、下記の事項に注意して申請書を作成して設置申請を行ってください。

- 代表者（ごみステーションの管理者）を1名決めてください。
- ごみステーションの設置場所は、ごみ収集作業時の作業員の安全や交通の妨げにならない場所を選んでください。（申請後に環境衛生組合で現地調査を行います。不適切な場所だった場合は、場所の再選定をお願いすることになります。）
- ごみステーションを利用する世帯主すべての署名捺印が、入った名簿とごみステーションが設置される土地の地権者が署名捺印した承諾書を添付してください。
- 指定のごみ袋を使用していない場合や分別ができていない場合は、ごみが回収されません。設置者の責任で指定袋への入れ替えや適切な分別処理を行ってください。
- ごみステーションの清掃及び回収されなかったごみの処理は、環境衛生組合及び環境生活課では行いません。
- ごみステーションの看板及び施設等は、環境衛生組合及び環境生活課では設置しませんので、必要な方は各自で用意してください。
- ごみステーションに建物等を設置する場合は、事前に環境衛生組合に相談してください。

4. 不法投棄ごみ処理及び対策について

市では、清潔で美しいまちづくりを推進するため、定期的な市内循環パトロールの実施や不法投棄ごみの調査・撤去等を実施していますが、いまだに不法投棄は、あとを絶ちません。悪質かつ巧妙化している不法投棄をなくしていくためには、市民の皆様一人ひとりの協力が必要です。行政と一体となってきれいなまちを創りあげていきましょう。

(1) 不法投棄ごみの処理方法

- ① 道路の路肩等の公共用地に不法投棄された場合
環境生活課までご連絡ください。現地を調査の上撤去を行います。
- ② 投棄した行為者が特定できるものがあれば、環境生活課にご連絡ください。
その際、現場はそのままにしておいてください。

(2) 不法投棄の防止対策

不法投棄は、雑草が生い茂っている場所やごみが散乱している場所を狙って行われています。雑草の刈り取りや散乱しているごみの撤去を行うことで不法投棄されにくい環境を整えましょう。またフェンスや網、車止めを併せて設置すると防止効果が上がります。

- 不法投棄防止看板の配布を行っています。(枚数制限あり)
必要な方は、環境生活課までご連絡ください。

(3) ボランティア活動への支援

ボランティア活動で、市内の清掃を行う方をサポートするために、指定ゴミ袋や減免申請書(ごみ処理手数料を免除する用紙)を提供しています。

ボランティアでごみ拾いを実施される場合

- ① 集めたごみを直接、境衛生組合に搬入できる方
ごみ袋(指定ごみ袋ではありません)と減免申請書を提供します。
減免申請書は、ごみの搬入の際、環境衛生組合の受付へ提出してください。
環境衛生組合で処分できない物もあるので、その場合は、環境生活課に相談してください。

②ごみステーションにごみを出す方

指定ごみ袋を清掃に必要な分だけ提供します。

通常のステーション収集と同様に、分別がされていないと回収は行われませんので、ごみを出す際は、必ず分別を行ってください。

③直接搬入及びごみステーションの利用ができない方

環境生活課に、事前にご相談ください。 TEL 0479(73)008

8

(4) ごみステーションの清掃について

ごみステーションの管理は、利用している世帯全体で行うことが原則です。

ステーションの清掃や回収されなかったごみについては、ステーションを利用しているみなさんが、責任を持って処理してください。

ステーションに不法投棄されてしまった場合は、現場調査の上で対応しますので環境生活課にご相談ください。 TEL 0479(73)0088

(5) 地区（自治会）の行事でごみ処理を実施する場合

祭り、共同墓地の掃除、道路及び集会施設の掃除等を行う場合、減免申請書を提供いたします。この場合、地区（自治会）でごみの分別を行い、直接、環境衛生組合に搬入してください。

減免申請書は、ごみの搬入の際、環境衛生組合の受付へ必ず提出してください。

(6) 資源ごみの集団回収（廃品回収）への奨励

資源ごみの回収を行う自治会、子ども会、PTA等の市民団体には、奨励金を交付します。

奨励金交付の条件：回収した資源ごみを資源ごみ回収業者に引き渡すこと。

実施を希望する団体は、事前に環境生活課へご相談ください。

● 奨励金額 1kgにつき5円（年間上限20万円）

5. 匝瑳市まちをきれいにする条例について

平成18年1月23日匝瑳市町をきれいにする条例が施行されました。

この条例では、市や市民等の責務を明らかにするとともに、禁止行為等を定め環境美化の促進と美観の保護を図り、清潔できれいなまちづくりを目的としています。

(1) それぞれの責務

- 市…条例の目的を達成するため、基本的かつ総合的な施策を実施する。
- 市民等…環境美化に関する意識を高め、良好な生活環境の形成に努める。
- 事業者…事業活動を行う地区での清掃活動の充実等に努める。
- 土地所有者等…所有、占有等する土地における空き缶等の散乱、犬のふんの放置、自動車の放置、雑草等の繁茂を防止するための必要な措置を講じる。
- 飼い主…犬や猫等により、人の生命、身体、若しくは、財産が侵害され、又は良好な生活環境が損なわれないように飼育管理する。

(2) してはいけないこと、しなければならないこと

- 空き缶等の投棄禁止…空き缶、空き瓶、ペットボトル、吸殻、チューインガムのかみかす等は、持ち帰るか、決められた場所で処理し、ポイ捨てをしない。
- 犬のふんの放置禁止…飼い犬を散歩させるときは、ふんの処理道具を携帯し、公共の場所等に放置しない。
- 自動車の放置禁止…正当な理由なく自動車を放置しない、または放置させない
- 回収容器の設置…飲食料販売業者は、販売する場所に回収容器を設置し、適正に維持管理する。
- 空地の雑草等の除去…空地の所有者等は、雑草等が繁茂しないように管理する。
- アイドリングの自粛…自動車を使用する際の不要なアイドリングを自粛する。

6. 生ごみ処理機等の設置に関する補助金制度について

一般家庭から排出される生ごみの減量化及び堆肥化を促進するため、家庭用生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器（コンポスト）の購入費の一部補助を行っています。

補助金交付対象者

- ・市内に住所を有している世帯の世帯主であること。
- ・市税の未納がないこと。
- ・市内の取扱店から処理機等を購入していること。
- ・設置した処理機等を常に良好に維持管理できること。

補助金額等

- ・生ごみ処理機…1世帯当たり1基まで
補助額は20,000円を限度とし、購入金額の3分の1に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）とします。
- ・生ごみ堆肥化容器…同一年度内1世帯当たり2基まで
補助額は2,000円を限度とし、購入金額の2分の1に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）とします。

申請方法

- ① 申請書の準備…環境生活課窓口で申請書等を受け取るか、匝瑳市ホームページから申請書をダウンロードします。
※補助金振込先には郵便局は指定できません。
- ② 匝瑳市の市税及び国民健康保険税に未納がないことを証する書類（完納証明書…税務課で取得できます。）を用意してください。
- ③ 市内の取扱店で、生ごみ処理機等を購入した領収書の写しを用意して下さい。
- ④ 申請書、完納証明書、領収書を環境生活課窓口を持参してください。
- ⑤ 以上で申請は終了です。申請書類を審査し、適時補助金の振込みを行います。

7. リサイクル情報コーナーについて

家庭で使わなくなった物のリサイクルを推進するため、リサイクル掲示板を市役所1階ロビーに設置しています。(ホームページ上にもリサイクル情報を掲載)

家庭で不要になっているものや、必要としているものがありましたら、ぜひご利用してください。(有料での引渡しはできません。物品の提供は無料になります。)

(1) 申し込みから成立までの流れ

- ① 物品提供及び物品希望の登録を申し込む場合は、物品についての内容や程度(大きさや状態)について、あらかじめ調べておいてください。
- ② 環境生活課で受付を行ってください。受付方法には、三通りありますので利用しやすい方法で受付を行ってください。

- ・窓口で受付…環境生活課窓口で、受付を行ってください。

- ・ホームページで受付…ホームページ上にある各課問い合わせに必要事項(住所・氏名・連絡先・物品名等)を記載して、送信してください。

- ・FAXで受付…ホームページ掲載している申し込み用紙に記載を行って、FAX送信を行ってください。

(FAX 0479-72-1116)

※電話による受付は行っていませんので注意してください。

- ③ 市役所1階ロビー掲示板及びホームページ上のリサイクル情報コーナーに掲載を行います。掲載期間は、3か月間となっています。掲載の取り下げを行う場合は直接または電話等で環境生活課まで連絡してください。

- ④ 商品の受け渡しについては、当事者間で行ってください。

商品の受け渡し料金は、無料となりますので提供者及び希望者は注意してください。

※交渉は、当事者双方の責任において行うこととなります。交渉成立後の物品に係る欠陥、破損事故等については、当事者間で解決してください。市は関与しません。

- ⑤ 交渉の成否にかかわらず環境生活課まで、電話等で連絡をお願いします。

(2) 取扱い対象品目

家具・家庭電化製品・自転車・楽器・スポーツ及びレジャー用品・光学機器・衣類・ベビー用品・玩具・健康器具・書籍・その他一般家庭用品等

(3) 取扱い対象外品目

自動車・オートバイ・食料品・宝石・貴金属・美術品・携帯電話・動植物
その他取引で不相当と思われるもの(法令等により取扱いが禁止されているものなど)については取り扱いません。

(4) 利用者注意事項

- ① 情報提供後の交渉は、当事者双方の責任において行ってください。
- ② 交渉が成立した場合は、電話等により環境生活課まで連絡をしてください。
- ③ 交渉成立後の物品に係る欠陥、破損事故等については当事者間で解決してください。市は関与しません。
- ④ 営業行為を目的とするなどの事業者は、申し込みできません。
- ⑤ 未成年の方は利用できません。
- ⑥ 「譲ります」「譲ってください」双方とも物品は無料となります。

8. 資源物とごみの分別区分一覧（10区分）

区 分	具体的な分別方法	収集頻度	使用する指定袋
資	空き缶	月 2 回	資源ごみ袋
	空きびん	月 2 回	資源ごみ袋
源	ペットボトル	月 2 回	資源ごみ袋
	プラスチック製容器類	月 2 回	資源ごみ袋
ご	金属類	月 2 回	資源ごみ袋
	ガラス類	月 2 回	資源ごみ袋
み	衣類	月 2 回	資源ごみ袋
	紙類	月 2 回	資源ごみシール
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ○生ごみは、水切りを行ってください。 ○油は、紙や布にしみこませるか、凝固材で固めてください。 ○板・枝等は、袋に入る程度に切ってください。 ○布類は、30cm×30cm程度に切ってください。 ○紙おむつは、汚物を取り除いてから出してください。 	週 2 回	可燃ごみ袋
不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ○不燃ごみの種類は分別事典で確認してください。 	月 2 回	不燃ごみ袋

空き缶

空き缶に分類されるもの

- ・アルミ缶
- ・スチール缶
- ・スプレー缶
- ・ミルク缶
- ・金属製の菓子箱
- ・缶詰の缶 等



空き缶の出し方

- ・中身を処分し、軽く水ですすいでください。すすぐことでリサイクルの効率が、よくなります。



- ・プラスチック等が、ついている場合は必ず取外し、素材に応じて分別してください。



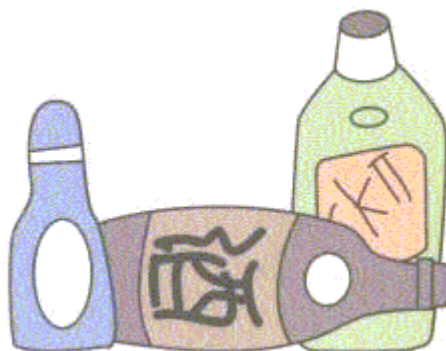
- ・スプレー缶は中身を使い切り、釘などで穴をあけてから袋に入れてください。



空きびん

空きびんに分類されるもの

- ビール瓶
- 調味料の瓶
- ガラス瓶
- 栄養ドリンクの瓶
- 一升瓶
- 化粧品の容器
- ジャムの瓶
- 等



空きびんの出し方

- 中身を処分し、軽く水ですすいでください。すすぐことでリサイクルの効率が、よくなります。



- キャップがついているものは、必ず取外して素材ごとに分別してください。

プラスチック製 → プラスチック製
容器類に分別
金 属 製 → 金属類に分別



- 曇りガラスのびんやびんの色が乳白色のものは、リサイクルできませんので不燃ごみに分別してください。



ペットボトル

ペットボトルに分類されるもの



ボトルのラベルにこのマークが付いている飲料
(酒類、しょうゆ用容器などが対象になります。)

ペットボトルの出し方

①



- ・キャップは、必ずはずしてください。
- ・取り外したキャップは「プラスチック容器類」に分別してください。
- ・ラベルは、なるべくはずして「プラスチック容器類」に分別してください。

②



- ・中身を処分し、軽く水ですすいでください。
すすぐことでリサイクルの効率が、よくなります。

③



- ・軽くつぶして、ペットボトルだけを資源ごみの袋にまとめて入れてください。

※ 分別時の注意点

- ・ひどく汚れているペットボトルは、リサイクルできないので可燃ごみに分別してください。

プラスチック容器類

プラスチック容器類に分類されるもの



容器や包装にこのマークの付いているすべてのものがリサイクル対象になります。

代表的なもの

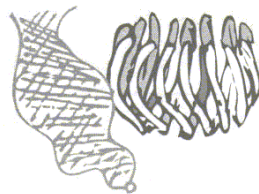
ボトル類



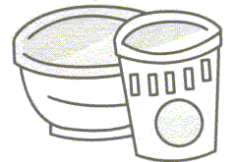
チューブ類



ネット類



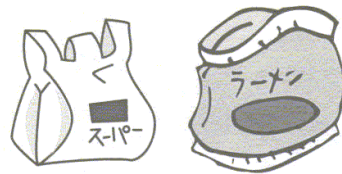
カップ類



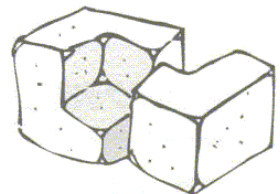
キャップ類



ポリ袋・ラップ類



発泡スチロール類



対象外
のもの

- ✕ プラスチック製品（リサイクルマークのないもの）ビデオテープ、歯ブラシ、スポンジ、ゴム手袋、ホース、植木鉢（プラ製）等
- ✕ 汚れがひどいプラスチック製容器類
軽くすすいでも汚れが落ちないもの
- ✕ 中身が残ったままのプラスチック製容器類

対象外のもの、リサイクルできませんので可燃ごみに分別してください。

プラスチック容器類の出し方

プラスチック容器類は、汚れがひどい場合、リサイクルができません。そのため中身を軽くすすぐなどして容器をきれいにしてください。

下記の表に汚れの落とし方を記載しますので、これを参考にして搬出を行ってください。

種 類	主なもの	搬出時の注意点
ボトル類	シャンプー容器、洗剤容器 等	中を軽く水ですすいでください。
チューブ類	歯磨き粉、マヨネーズ 等	使い切ってから出してください。 ※水ですすぐ必要はありません。
ネット類	野菜・果物の入っていたネット	そのまま出してください。
カップ類	カップめん容器、卵パック 等	汚れを紙でふき取るか、軽く水ですすいでください。 紙でふき取った場合は、紙を可燃ごみに出してください。
キャップ類	ペットボトル、 インスタントコーヒー等のふた	そのまま出してください。
ポリ袋・ラップ類	レジ袋、お菓子の袋、ラップ 等	そのまま出してください。
発泡スチロール類	生鮮食品用トレイ、緩衝材 等	汚れを紙でふき取るか、軽く水ですすいでください。 紙でふき取った場合は、紙を可燃ごみに出してください。 ※緩衝材は洗う必要ありません。

※大量の水や洗剤を使ってきれいにしようとする、河川の環境を悪化させることになります。汚れを落とす際は軽く水ですすぐ程度にしましょう。

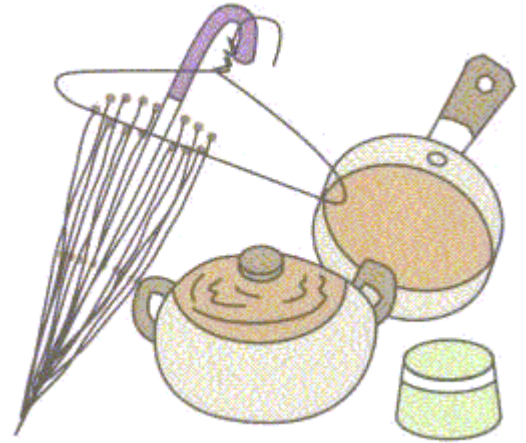
※紙を使用して汚れをふき取る方法もあります。

※上記の方法を行い、河川環境を守っていきましょう。

金属類

金属類に分類されるもの

- ・フライパン
- ・なべ
- ・やかん
- ・ハンガー
- ・キャップ（金属製） 等

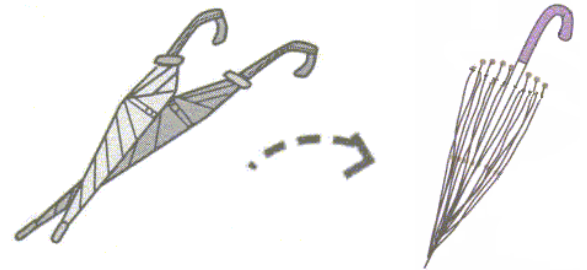


金属類の出し方

- ・なべのふた等にプラスチックがついている場合は、できるだけ取外し素材ごとに分別してください。



- ・傘は布を取外し、骨組みを金属類に分別してください。布は可燃ごみに分別してください。



- ・刃物を出す場合は、紙などで刃を包み、切れないようにしてください。



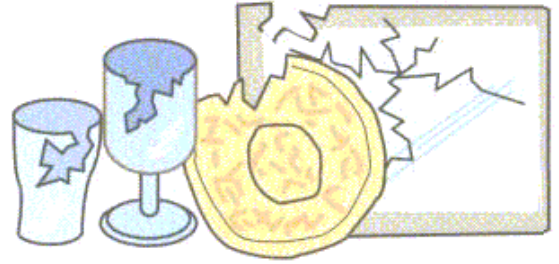
- ・針、画鋸、釘などは危険なので缶に入れてから出してください。



ガラス類

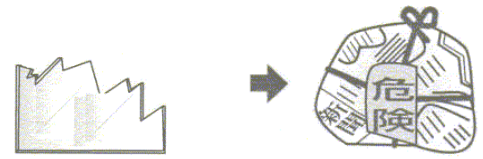
ガラス類に分類されるもの

- ・ガラス板
- ・ガラス製コップ
- ・ビン以外のガラス製品 等



ガラス類を出す際の注意点

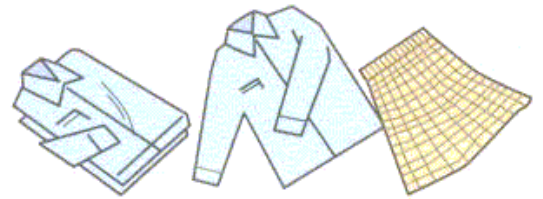
- ・割れているものは、紙などで包んでください。
- ・びん類と混ぜないでください。



衣類

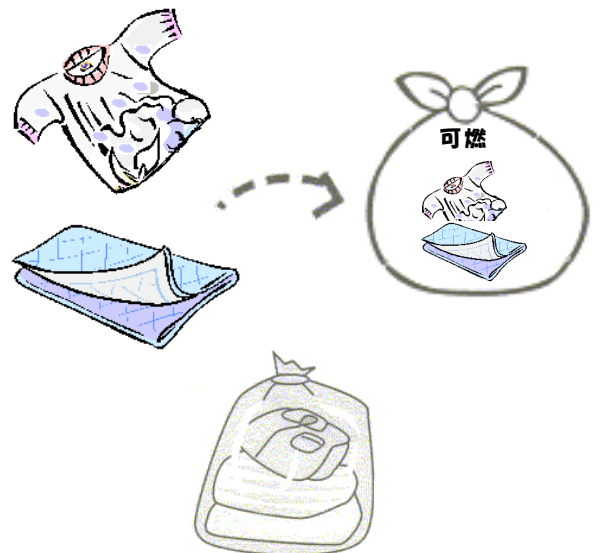
衣類に分類されるもの

- ・スーツ
- ・シャツ
- ・ジーンズ
- ・ジャンパー 等



衣類を出す際の注意点

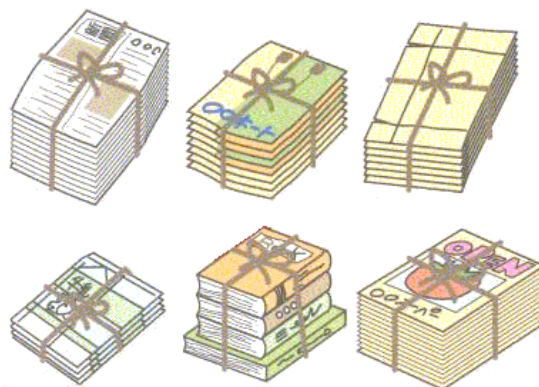
- ・汚れているものはリサイクルできませんので可燃ごみで出してください。
- ・毛布、シーツ、タオル等は、可燃ごみで出してください。
- ・ぬれないようにしてください。



紙 類

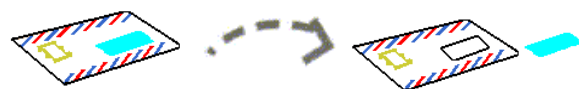
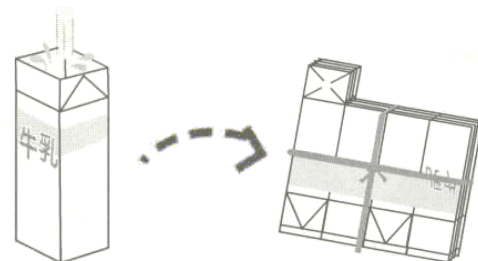
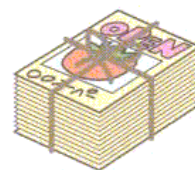
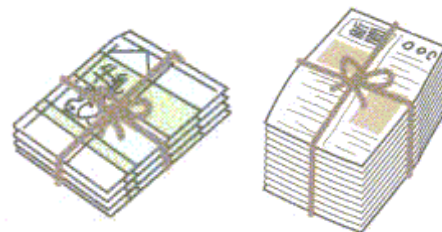
紙類に分類されるもの

- 飲料パック
- 新聞
- 雑誌
- ダンボール
- 紙類 等



紙類を出す際の注意点

- 紙類は「飲料パック」「ダンボール」「新聞」「雑誌類」「その他の紙類」の品目別に束ねて出してください。
- 縛る際は、ビニールひもや紙ひもを使用し、片手で持てる程度の重さで縛ってください。粘着テープで束ねるとリサイクルできません。
- 飲料パックは、中を軽くすすいでから切り開いて束ねてください。
- 内側が銀色の飲料パックは、可燃ごみに出してください。
- ホチキスや封筒の窓（フィルム部分）は取り除いてください。
- カーボン紙、感熱紙、写真などは可燃ごみで出してください。



ごみ・リサイクル分別帳

発行／平成19年4月

編集／匝瑳市環境生活課環境班

〒289-2198

千葉県匝瑳市八日市場ハ 793-2

T E L 0479-73-0088

作成／